

# 公益社団法人 岡山県社会福祉士会 広告掲載規程

## (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人岡山県社会福祉士会（以下、「本会」という。）の会報誌、イベント等に掲載される広告及びチラシ等の会報誌封入（以下、「広告等」という。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

## (責任)

第2条 広告等は、広告等を依頼しようとする者（以下、「広告依頼主」という。）が準備し、広告依頼主に掲載場所を提供するとともに、封入作業を行う。

2 広告等の内容に関する責任は、広告依頼主が負う。本会は、広告等の内容に対する一切の補償、責任を有しない。

## (掲載場所、掲載料金及び規格)

第3条 広告等の掲載場所、掲載料金及び規格は別に定める。

## (掲載基準)

第4条 次の各号に掲げる業種及び内容に関する広告は、取扱いをしないこととする。

- (1) 消費者金融及び投機的な電話業
- (2) 出資金募集（協力者求む、重役招へいなど）
- (3) 商品先物取引業
- (4) 迷信にかかわるもの
- (5) 布教、寄付集め
- (6) 易断鑑定（易学教室をのぞく）
- (7) 暴力団などの特殊な結社団体
- (8) 風俗及び私営ギャンブル関連
- (9) 調査、探偵業
- (10) 尋ね人（警察に届け出を行っている失踪者を除く）
- (11) 法的資格制度のない医業類似行為等（カイロプラクティック、アロマセラピー、整体等）
- (12) 交通共済（反則金肩代わり）
- (13) 不良商法とみなされるもの（マルチ商法、靈感商法、催眠商法など）
- (14) 政策、報道記事を否定するもの
- (15) 他の広告を否定するもの
- (16) その他、本会理事会により不適切と判断したもの

## (掲載申し込み手続き)

第5条 広告依頼主は、別に定める申込書にて本会事務局へ手続きを行う。

### **(審査及び掲載作業)**

第6条 本会において広告等の掲載を審査し、その結果に基づき広報委員会にて掲載作業等を行う。

2 審査を行うために、広告依頼主は掲載予定の広告(案)を添付する。

### **(広告等の変更について)**

第7条 掲載中の広告等の変更については、改めて広告等の内容を審査した後に行う。

### **(広告等の取り消しについて)**

第8条 広告掲載後に、第4条に基づき掲載した内容に不適切な事項が発生、発見された場合は、本会は広告依頼主に通知の上、掲載の取り消しを行う。

2 虚偽の申請、内容により不適切な事項が発生した場合、掲載の取り消しにかかる費用は、広告依頼主が負担する。

3 その他の事項で取り消しを行う場合は、本会及び広告依頼主による協議に基づき、取り消しにかかる費用を負担する。

4 広告掲載費用は、前3項の規定により取り消した場合、広告掲載費用の返還は行わない。

### **(広告等の掲載終了について)**

第9条 掲載期間が満了した広告等は、速やかに掲載を終了する。

2 広告掲載依頼主からの掲載終了の意思を確認した広告等は、掲載期間途中でであっても速やかに掲載を終了することができる。

### **(その他)**

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会が別に定める。

### **(改廃)**

第11条 この規程の改廃は、理事会の承認を経なければならない。

### **附則**

1. この規程は、2017年10月13日から施行する。

2. この規程の名称を、2019年4月1日公益社団法人移行に伴い変更する。